

2/13
五、複

国保料滞納に制裁強化

財産差し押さえ33万6000件

厚労省

ています。

厚生労働省は、非正規社員や年金生活の高齢者らが加入する市町村国民健康保険について、国保料(税)が払えず滞納した人への財産差し押さえが2016年度は33万6千件にのぼったことを12日までに発表しました。高すぎて払えない国保料の引き下げではなく、滞納への制裁強化を求める國の方針を受けたもので、15年度比12・8%増でした。

国保の加入者数は高齢化に伴って減少傾向で、16年度末現在で3013万人。非正規雇用など低所得者が加入者の8割を占め、1世帯当たりの所得は年平均111万6千円(16年度、課税標準額)しかありません。

にもかかわらず、国は国庫負担の割合を一九八〇年代から引き下げ始めて半分以下にし、一人当たりの国保料は16年度で2・4倍に跳ね上がった。

滞納者に対する「保険証の取り上げ」によって、有効期間が短い「短期保険証」の交付枚数は82万3千世帯(同)、医療費がいったん10割負担になる「資格証明書」の交付枚数は18万3千世帯(同)にのぼるなど、医療機関にかかることと併せて制限しています。

4月からは国保の財政運営を都道府県に移管。国保事業に使う納付金の完納や、市町村独自の国保料引き下げの「計画的削減・解消」を求め、保険料の引き上げや取り立て強化を競わせる狙いで